

部活動実施要項

1 目的

<運動部門>

- ・積極的に運動に取り組み、健康の保持増進と体力の向上を図る。
- ・生涯にわたって、スポーツを楽しむ態度を育て、卒業後の余暇の利用に役立てる
- ・協力し合う姿勢を育み、よりよい人間関係を築くためのコミュニケーション能力を養う。

<文化部門>

- ・作品コンクールへの出展を目指した創作活動をとおして、各自の意欲と向上心を育みながら技能を高め、表現力を身に付ける。
- ・生涯にわたって、芸術を楽しむ態度を育て、卒業後の余暇の利用に役立てる。

2 部活動の名称

運動部門「球技部」、「総合運動部」、文化部門「アート部」

3 活動内容

<運動部門>

【球技部】

- ・基礎体力トレーニング、球技全般（サッカー、バスケットボールなど）。
- ・茨城県障害者スポーツ大会、特体連スポーツ競技会等の大会への参加。

【総合運動部】

- ・基礎体力トレーニング、フライングディスク、ダンス、体つくり運動など様々な動きの運動。
- ・茨城県障害者スポーツ大会、特体連スポーツ競技会等の大会への参加。

<文化部門>

【アート部】

- ・水彩画、油絵、書道等の創作活動、風景写真・動画等の撮影活動などの芸術活動全般。
- ・各作品展への出品や高文連等への参加。

4 入部対象生徒及び条件 ※部門によって条件の適用が異なります。【下記の表参照】

- ① 運動制限や医療的配慮のない中学部・高等部の生徒を対象とする。
- ② 自ら球技部、総合運動部、アート部の中から1つの部活を選択し活動する意欲をもち、生徒自身が入部を希望する者であり、保護者の承諾を得た者。
- ③ 一斉指導において、指示を理解し安全に意欲的に活動できる者。
- ④ 自力通学又はスクールバス自力通学(部分的スクールバス自力通学も含む)の正式許可もしくは練習許可を得た者。
- ⑤ スクールバス自力通学生及びスクールバス利用生徒は、学校まで保護者の送迎が可能な者であること(放課後等児童デイサービスの利用も可)。
- ⑥ 自宅の立地や公共交通機関等の問題で自力通学又はスクールバス自力通学を行なえないが、④に準ずる実態、能力を有する生徒が運動部門への入部を希望する場合は、実態や日常生活等の生活態度等を踏まえ係と主事、学年で協議して④に準ずるかどうかを判断する。
- ⑦ 上記の項目を満たしても、トイレや着替え等の介助が必要な生徒、集団活動の場に留まることが難しいと判断した生徒は、原則保護者付添とする。(※活動時の生徒の安全確保を最優先するため)
- ⑧ 上記の項目を満たし入部希望届を提出した生徒は、2週間（部活動4回）の仮入部期間を設ける。仮入部期間中の学校生活や部活動中の態度によっては、仮入部期間の延長または入部条件に該当しないと判断する場合がある。

※期間の延長は2週間ごと、5回までの延長可。最長3ヵ月間。

入部条件 各部門一覧表

部門	適用する入部条件	備考
運動部門（球技部、総合運動部）	①②③④⑤⑥⑦⑧	※ 校外の活動においては、必要に応じて保護者付添を依頼する場合がある。
文化部門（アート部）	①②③⑤⑦⑧	

5 活動日及び活動時間

(1) 放課後

- ・原則として火曜日・木曜日の週2日。**15時00分から15時50分、16時完全下校**とする。
- ・職員会議及び職員研修等と重なる場合は、実施を控える。
- ・個別面談期間中は部活動を実施しない。ただし、単一の学年または個別での面談がある場合については、部活動を実施する。
- ・高等部 校内・現場実習期間中は、部活動は実施しない。中学部作業週間期間中は、部活動を実施する。
- ・デュアル型実習の場合は、該当学年の生徒のみ実習前日から実習終了まで練習を休みとする。

※ 生徒の様子や天候等で活動時間、休憩時間を調整し、適宜、水分・塩分補給を行う。

※ 学区内地域や活動時間帯に、熱中症指数が31以上(危険)を示した時点で、屋外の活動を中止し、室内の活動に移り、部門ごとに分かれて活動する。

(2) 長期休業中

- ・夏季休業中は登下校中、活動中の熱中症の危険性を鑑み実施しない。
- ・冬季休業中、学年末休業中は実施しない。

(3) 休日(土日祝)

- ・原則として練習は実施しない。
- ・対外試合、練習試合、大会がある場合は、引率職員、生徒数、時間、場所を明確にし、学校長の承認により、休日でも活動することを可能とする。

(4) 大会について

- ・各大会の参加計画を作成し、後日、保護者へ通知する。
- ・大会へは保護者送迎でさんかする場合もある。

6 部活動の運営に関するこ

(1) 指導体制について

- ・部活動担当職員を中心に指導にあたる。

(2) 入部・退部・転部・休部等の手続きについて

- ・手続きにおいては、希望生徒と、保護者が規定の様式により申し出たものを、学部で検討し学校長より許可を得ることで、入部・退部・転部をすることができる。
- ・昨年度から入部している生徒については、部活動継続希望届を提出する。
- ・指導困難と思われる生徒や様々な事情により退部が望ましいと思われる生徒に関しては退部させることができる。ただし、その主旨を生徒と保護者に説明し、理解を得た上で通知する。

(3) 費用について

- ・部活動費は集金しない。
- ・各部、必要な場合は臨時集金を行う。
- ・球技部は茨城県知的障がい者サッカー連盟に加入するため、連盟加入費を大会前に個別に集金する。(後日、お知らせを配付)

(4) 事故防止と安全管理について

- ・担任及び養護教諭と連携しながら、生徒の健康・安全の管理に努める。
- ・部活担当者は、生徒の健康観察を部活動開始前に行う。また、活動前に安全点検を行い、安全を確認する。
- ・感染症対策については、必要に応じて養護教諭、管理職と相談し対策を講じる。
- ・夏季は、気温や熱中症指数等を確認し活動時間、休憩時間を調整し水分補給をこまめに行う。
- ・自力通学生徒が帰宅予定時刻になんしても帰宅していない場合は、保護者は学校に連絡し状況に応じて、部活担当、担任、保護者で連携して対応する。

(5) 事故等の対応について

- ・怪我等の状況においては、救急車要請や保護者に迎えを依頼する場合がある。
- ・活動中の事故における怪我・疾病等の治療は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の保障の範囲とし、その他の費用については、各個人の負担とする。
- ・仮入部者、体験入部者の活動中における怪我等の治療費についても同様の扱いとする。

7 各種手続きの流れについて

○入部までの流れ

①	本人・保護者から担任に、部活動の入部の意思を伝えられる。
②	学年の教員による検討。(担任を中心) ※生徒の実態や生活態度、家庭の協力の有無、入部条件を満たしているか等。
③	入部希望届を配付。
④	入部希望届を提出・受理後、係と担任で仮入部開始日を決定し保護者へ通知する。その際、担任は保護者にいつ見学に来るかを確認する。
⑤	仮入部期間開始。2週間(部活動4回)行い、期間中に保護者は1回以上見学を行う。担任または学年職員は毎回観察を行う。期間中に問題等があった場合や延長が必要と思われる場合は期間を延長する。期間の延長は2週間ごと、5回までの延長(最長で3ヵ月間)ができる。
⑥	仮入部終了後、係での検討、生徒所属学部での検討を行う。承認後、担任・係が仮入部報告書を作成。係から仮入部報告書と入部許可証を起案し、校長の許可を得る。
⑦	校長の許可を得たら、入部許可証を保護者に配付し、正式入部。

○転部までの流れ

①	本人・保護者から担任に、転部の意志を伝えられる。その際に、担任は理由などを確認する。
②	担任から係へ伝え、転部届を配付する。
③	転部届を提出・受理後、係と担任で仮入部開始日を相談し決定し保護者に伝える。
④	仮入部期間開始。2週間(部活動4回)行い、期間中に保護者は1回以上見学を行う。担任または学年職員は毎回観察を行う。期間中に問題等があった場合や延長が必要と思われる場合は期間を延長する。期間の延長は2週間ごと、5回までの延長(最長で3ヵ月間)ができる。
⑤	仮入部終了後、生徒所属の学部で検討。承認後、係から入部許可証を起案し、校長の許可を得る。
⑥	校長の許可を得たら、入部許可証を保護者に配付し、正式転部とする。

○休部・退部までの流れ

①	本人・保護者から担任に、休部または退部の意志を伝えられる。その際に、担任は理由などを確認する。
②	担任から係へ伝え、休部届または退部届を配付する。
③	保護者から届出を受理後、係が届出を起案する。
④	校長の許可を得たら、保護者に届出を受理したことを伝え正式休部または退部とする。

○体験入部までの流れ

①	本人・保護者から担任に、部活動の体験の意思を伝えられる。
②	担任から係へ伝え、体験入部届を配付する。
③	体験入部届を提出・受理後、体験入部可能候補日を2日以上設定し保護者に伝え体験入部日を決定する。
④	体験入部当日は、保護者が付き添い、活動を見学する。担任も一緒に見学をする。